

平成30年度

草津市国民健康保険事業の運営について

健康福祉部保険年金課

1 国民健康保険の状況について

(1) 被保険者数の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被保険者総数 (人)	25,858	25,212	25,363	24,462
前年比	97.60%	97.50%	100.60%	96.45%
一般被保険者数 (人)	25,082	24,839	24,909	24,319
前年比	99.61%	99.03%	100.28%	97.63%
退職被保険者総数 (人)	776	373	454	143
前年比	59.01%	48.07%	121.72%	31.50%
世帯数 (世帯)	15,667	15,545	15,796	15,524
前年比	99.40%	99.22%	101.61%	98.28%

介護保険第2号被保険者(人)	7,709	7,249	7,360	6,839
前年比	95.47%	94.03%	101.53%	92.92%

* 各年度末数値

* 平成29年度は11月末の数値、平成30年度は現時点での見込数値

* 介護保険第2号被保険者は、40歳～65歳未満の被保険者

(2) 保険給付費の推移

単位:千円

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険給付費 (千円)	7,975,269	7,925,876	8,724,000	8,244,635
前年比	103.78%	99.38%	110.07%	94.51%
保険給付費(一般)(千円)	7,669,881	7,758,560	8,581,700	8,217,372
前年比	106.39%	101.16%	110.61%	95.75%
保険給付費(退職)(千円)	305,388	167,316	142,300	27,263
前年比	64.24%	54.79%	85.05%	19.16%

* 各年度国保事業年報数値

* 平成29年度は決算見込額、平成30年度は現時点での見込額(県の試算)

(3) 保健事業費の推移

単位:千円

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保健事業費 (千円)	98,428	89,887	155,632	126,035
前年比	109.83%	91.32%	173.14%	80.98%
保健事業普及費 (千円)	18,812	18,130	24,179	24,079
前年比	123.95%	96.37%	133.36%	99.59%
特定健康診査等事業費 (千円)	79,616	71,757	131,453	101,956
前年比	106.96%	90.13%	183.19%	77.56%

* 平成29年度は決算見込額、平成30年度は現時点での見込額

(4) 国民健康保険税率の推移

【医療保険分】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
税 率	所 得 割	6.80%	6.00%	6.00%	6.00%
	資 産 割	—	—	—	—
	均 等 割	27,700円	25,100円	25,100円	25,100円
	平 等 割	20,200円	17,900円	17,900円	17,900円
課税限度額		51万円	52万円	54万円	54万円

【後期高齢者支援金分】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
税 率	所 得 割	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%
	資 産 割	—	—	—	—
	均 等 割	9,900円	9,300円	9,300円	9,300円
	平 等 割	7,600円	7,500円	7,500円	7,500円
課税限度額		16万円	17万円	19万円	19万円

【介護保険分】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
税 率	所 得 割	2.80%	2.80%	2.30%	2.30%
	資 産 割	—	—	—	—
	均 等 割	14,800円	13,900円	12,400円	12,400円
	平 等 割	8,400円	8,200円	6,800円	6,800円
課税限度額		14万円	16万円	16万円	16万円

(5) 準備積立金の状況

単位：千円

年度	前年度末 現在高	決算年度中積立額		決算年度中	年度末保有額
		基金利子	当年度積立金	取崩額	
平成19年度	115,872	841	0	0	116,713
平成20年度	116,713	849	0	46,755	70,807
平成21年度	70,807	470	0	71,277	0
平成22年度	0	35	182,100	0	182,135
平成23年度	182,135	480	341,698	0	524,313
平成24年度	524,313	1,311	151,103	0	676,727
平成25年度	676,727	1,594	247,840	0	926,161
平成26年度	926,161	1,561	26,221	0	953,943
平成27年度	953,943	1,273	256,777	387,362	824,631
平成28年度	824,631	798	232,357	515,115	542,671
平成29年度	542,671	826	539,493	397,814	685,176

* 平成29年度は現時点での見込額

2 今後の国民健康保険の財政運営について

(1) 財政収支見込み

国保財政運営の都道府県への移行までの間(平成27年度～平成29年度まで)の財政収支見込みは、下表のとおりとなり、平成29年度末の準備積立金保有額は、685,176千円になります。

また、平成30年度に現行税率で予算編成した場合(納付金仮係数を使用)、基金取崩額は252,597千円になり、平成30年度の準備積立金保有額は、432,960千円になる見込みです。

(単位 千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入計 ①	13,568,166	13,667,364	14,422,199	11,810,959
内 基金繰入金 ②	387,362	515,115	397,814	252,597
歳出計 ③	13,275,365	13,042,387	14,422,199	11,810,959
内 基金積立金 ④	258,050	233,155	540,319	381
収支差引額 ⑤(①-③)	292,801	624,977	0	0
年度末準備積立金保有額	824,631	542,671	685,176	432,960

※ ④の基金積立額には、基金利子を含む。

(2) 準備積立金について

①本市の現在の準備積立金保有の考え方

- ・平成30年度の国保改革に伴い、県に財政安定化基金が創設、国の財政支援が拡充されるなど財政リスクが分散・軽減されるため、国保改革までの間、低所得者や中間所得者層に配慮し、準備積立金の財源を使いながら、被保険者の負担軽減を図り、国保運営の安定化に努める。

②今後の準備積立金保有への影響について

- ・滋賀県国保運営方針では、納付金算定に当たっての医療費水準は、格差が小さいため納付金に反映しないとされた。(医療費は県全体で支え合う仕組み)

〈参考〉

厚生労働省「都道府県及び市町村における平成30年度国民健康保険特別会計予算編成にあたっての留意事項について」より抜粋

準備積立金

- ・市町村で独自の基金を保有する場合、その積立金は、決算剰余金を生じた場合において、地方財政法第7条の規定による地方債の償還財産に充当すべきものを控除した額の範囲内において、保険者の規模等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたい。

3 平成30年度の国民健康保険税率について

(1)これまでの税率改正の基本的な考え方

- ①賦課区分(医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分)毎の収支の均衡を図れるよう改正する。
- ②現行の課税どおり、課税総額を3方式(所得割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額)で算定する。
- ③応能割合(所得割総額)と応益割合(被保険者均等割総額・世帯別平等割総額)を、国の標準割合である50対50を基本とし算定する。
- ④基礎課税分(医療保険分)については、複数年度の財政収支を見込むことが困難であることから、翌年度の収支見込みを算定し、必要額を確保する。
- ⑤後期高齢者支援金等課税分については、厚生労働大臣が定める0歳から74歳の被保険者一人当たりの負担見込額および率により算定された後期高齢者支援金の財源を確保する。
- ⑥介護納付金課税分については、厚生労働大臣が定める第2号被保険者一人当たりの負担見込額および率により算定された介護給付費納付金の財源を確保する。

(2)平成30年度以降の税率改正の基本的な考え方

- ①賦課区分(医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分)毎の収支の均衡を図れるよう改正する。
- ②現行の課税どおり、課税総額を3方式(所得割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額)で算定する。
- ③応能割合(所得割総額)と応益割合(被保険者均等割総額・世帯別平等割総額)を、国の標準割合である50対50を基本とし算定する。
- ④滋賀県が示す納付金額や標準保険料率を参考に、基礎課税分(医療保険分)、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の必要額を確保する。

4 国保制度改革に伴う課題について

- ①これまで保険給付費を見込み、保険料率を算出してきたが、今後は納付金を見込みをたて、保険料率を算出する必要がある。
- ②納付金の確定が1月末ごろになるため、予算編成および保険料率改正等の調整が必要である。
- ③国保制度改革による保険料の急激な上昇は避ける必要があり、激変緩和を講じるなど、制度改革がスムーズに移行できるよう配慮する必要がある。
- ④保険料率の決定にあたっては、準備積立金のあり方を検討する必要がある。